

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒171-0021

東京都豊島区西池袋4丁目3番12号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3982-2913

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を *Facebook* <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

厚生労働省 障害者報酬改定

○ 短期入所で新区分～医療的ケアに対応

厚生労働省は10月18日、障害福祉サービスの短期入所について、医療的ケアの必要な入所者に対応できる報酬の区分を設ける考えを明らかにした。常勤の看護職員を配置できるようにする。短期入所には福祉型（4078施設）と重症心身障害児・者を対象とした医療型（327施設）があるが、新区分は福祉型の1種類とする。

新区分を設けた上で、一定の条件を満たす場合はさらに加算も算定できるようにする。平成30年度障害報酬改定の論点として、同日の「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」に示した。

痰の吸引など医療的ケアの必要な障害児・者の問題が近年、議論になることが多く家族の負担や孤立を緩和する方策が求められている。

一方、短期入所を連続して長期利用する傾向があるが、厚生労働省はこれを是正するため、連続利用は介護保険にならって30日までとする方針。年間の合計利用日数を1年の半分（180日）にすることも視野に入れる。

ただし、介護者の急病や事故などやむを得ない事情があると自治体が判断した場合、例外措置を設ける方向で検討する。

このほか、親亡き後を見据えて在宅生活の継続を支える「地域生活支援拠点」についても、報酬上の評価により整備を促す考えを明らかにした。特に夜間を含む緊急時の入所を後押しする。

具体的には短期入所に併設した24時間対応の相談支援事業を加算で評価する。受け入れ先の短期入所施設は現行の加算や減算を見直し、緊急時の受け入れを厚く評価する。

また、拠点を核とした関係機関の連携を促すため、月に1回、支援困難事例について情報共有し、共同で対応する相談支援事業所を加算で評価する。

厚生労働省は地域生活支援拠点を2020年までに各市町村（1741カ所）または各障害保健福祉圏域（141カ所）に1カ所以上整備する目標を掲げている。拠点の重要性はかねて指摘され、厚生労働省は整備を促してきたが、今年4月1日時点で整備済み市町村はわずか37、圏域は9にとどまっている。

＜短期入所の概要＞

◇対象者

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者

■ 福祉型（障害者支援施設等において実施可能）

- ・ 障害支援区分1以上である障害者
- ・ 障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

■ 医療型（病院、診療所、介護老人保健施設において実施可能）（※）

※病院、診療所については、法人格を有さない医療機関を含む。また、宿泊を伴わない場合は無床診療所も実施可能。

- ・ 遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等

◇サービス内容

- 当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う
- 本体施設の利用者とみなした上で、本体施設として必要とされる以上の職員を配置し、これに応じた報酬単価を設定

◇主な人員配置

- 併設型・空床型
本体施設の配置基準に準じる
- 単独型
当該利用日の利用者数に対し6人につき1人

◇報酬単価（平成27年4月～）

基本報酬		
福祉型短期入所サービス費(I)～(IV) →障害者(児)について障害支援区分に応じた単位の設定 166単位～892単位	医療型短期入所サービス費(I)～(III) (宿泊を伴う場合) →区分6の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者、重症心身障害児・者等に対し、支援を行なう場合 1,404単位～2,609単位	医療型特定短期入所サービス費(I)～(III) (宿泊を伴わない場合) (IV)～(VI) (宿泊のみの場合) →左記と同様の対象者に対し支援を行なう場合 936単位～2,489単位
主な加算		
単独型加算 (320単位) →併設型、空床型ではない指定短期入所事業所にて指定短期入所を行った場合	緊急短期入所体制確保加算 (40単位) 緊急短期入所受入加算 (福祉型120単位、医療型180単位) →空床の確保や緊急時の受入れを行った場合	特別重度支援加算 (120単位/388単位) →医療ニーズの高い障害児・者に対しサービスを提供した場合

◇事業所数

4,405（うち福祉型：4,078 医療型：327）（国保連 平成29年4月実績）

◇利用者数

49,214（国保連 平成29年4月実績）

◇短期入所の現状

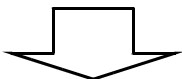
- ・ 平成28年度の費用額は約378億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の約1.7%を占めている。
- ・ 利用者数は毎年平均9.9%で伸びており、事業者数は27年度から28年度にかけて5.0%伸びている。

＜短期入所に係る報酬・基準について＞※短期入所に係る論点

【論点1】福祉型短期入所における新区分の創設

現状・課題

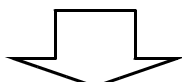
- ・短期入所については、介護を行う方の病気やレスパイト等の理由により、短期間、夜間も含め入所が必要なサービスであり、現行の報酬体系は、福祉型と医療型の区分があるが、事業所数については、微増の傾向にある。
- ・一方、介護を行う方の高齢化や医療的ケアが必要な障害児者が増加している状況にある。
- ・しかし、その受入れについては、報酬単価や人員体制等の問題から、介護を行う方や地域のニーズに十分に対応できておらず、短期入所の体制整備を求める要望が多くある。また、福祉型においても人員配置等の体制を整えれば、医療的ケアが必要な障害児者の受入れが可能との要望も受けている。



- ・医療技術の進歩等を背景として、医療的ケアが必要な障害児者が増加している中で、介護を行う方の状況及びニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるように、サービス提供体制を確保する必要があるのではないか。
- ・そのためには、短期入所において、医療的ケアが必要な障害児者に対する支援をより積極的に評価することが必要ではないか。

論 点

- ・福祉型の場合、医療型と比較して報酬が低く設定されていることについてどう考えるか。



- ・医療的ケアが必要な障害児者の受入れを積極的に支援するため、短期入所の新たな報酬区分として、「福祉型強化短期入所サービス費」（仮称）を創設することにはどうか。
- ・その際、人員配置基準については、以下の取扱いにはどうか。
 - ＊併設型や空床型については、現行の取扱いと同様に、本体施設の配置基準に準じることとし、医療的ケアが必要な障害児者を受け入れる場合については、看護職員を常勤で1人以上配置する。
 - ＊単独型については、現行の区分に加えて、看護職員を常勤で1人以上配置する。（※）
- ・また、医療的ケアが必要な障害児者や重度な障害児者を一定以上受け入れる場合については、支援に係る負担を勘案し、加算により評価することとし、また、受入れの体制を強化する場合の評価として、現在、生活介護に適用されている常勤看護職員等配置加算について、算定要件等を短期入所の実態を踏まえた上で適用することにはどうか。
- ・さらに、医療機関との連携等により、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児者に対して看護を行った場合等を評価する「医療連携体制加算」の見直し（例えば、長時間支援を上乘せして評価や現行の要件の見直しなど）を検討してはどうか。
- ・なお、新区分の創設にあたっては、改正障害者総合支援法等における「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」に係る措置を踏まえ、一定の定員規模以上や、複数設置の場合については制限や減算を行うことにはどうか。

イメージ(※) 単独型の場合

	生活支援員	看護職員
人員配置基準(現行)	6：1	—
人員配置基準(新設)	6：1	常勤で1人以上

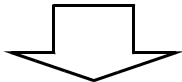
【論点2】長期利用の適正化について

現状・課題

- ・短期入所については、介護を行う方の病気やレスパイト等の理由により、短期間、夜間も含め入所が必要なサービスであるが、長期利用について、財政制度等審議会財政制度分科会から「1ヶ月間利用している者が事業所ベースで一定数見られることから、その要因分析やその結果に基づく制度改正等が必要ではないか。」と指摘を受けている。
- ・一方、長期利用については、「介護者の高齢化、体調不良等による介護力の低下で自宅に戻ることが困難」等の実態がある。

論 点

- ・長期利用については、短期入所の本来の趣旨や実態を踏まえて、検討してはどうか。



- ・長期（連続）利用日数については、短期入所生活介護（介護保険サービス）と同様に、日までを限度としてはどうか。
※現在利用している人に対しては、1年間の猶予期間を設けてはどうか。
- ・なお、30日経過後、1日空けて、再度利用を継続することは可能とするが、その際、短期利用加算の算定は年間利用日数の初期の30日のみ算定を認めることにしてはどうか。
- ・年間利用日数については、1年の半分（180日）を目安にすることを計画相談支援の指定基準に位置付けてはどうか。
- ・ただし、これらの長期（連続）利用日数や年間利用日数について、例えば、以下に掲げるようなやむを得ない事情がある場合においては、自治体の判断に応じて、例外的にこれらの日数を超えることを認めても差し支えないことにしてはどうか。
※やむを得ない事情（例）介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった場合等
- ・なお、同一法人の複数事業所間における同じ利用者への短期入所の提供については、改正障害者総合支援法等における「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」に係る措置を踏まえ、一定期間減額などの措置をとることにしてはどうか。

○ 就労継続支援B型事業 平均工賃で成果計る

厚生労働省は10月31日、障害福祉サービスの就労継続支援B型事業の基本報酬について、利用者の平均工賃をもとに基本報酬を設定する考えを明らかにした。同A型事業については利用者の平均労働時間に応じて設定する。いずれも事業所の成果に応じてメリハリをつける方針。一方、特にB型は稼ぐことだけを目的とした利用者ばかりとは限らない実態を踏まえ、一定の緩和策を用意する。

平成30年度障害報酬改定の論点として、同日の「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」に示した。委員は大筋で賛同したが、B型で工賃を重視しすぎた場合を念頭に「行き場のなくなる人が出ないか心配だ」とする声も上がった。

A型、B型は現在は定員に応じて基本報酬が区分されている。厚労省は9月13日の同検討チームで成果主義を取り入れる方針を示したが、何をもって成果を計るかは明確にしていなかった。

今回、A型については「利用者の労働時間が長いほど支援コストがかかる」との理由か

ら、その事業所に通う利用者の平均労働時間に着目して成果を計る案を示した。サービス利用開始に予見できない事情で短時間労働となった場合は、平均労働時間の算定から除くことを検討する。

B型は「高い工賃の稼げる活動にはより多くの支援コストがかかる」との理由から平均工賃に着目して成果を計る方針。障害程度の重い利用者は、平均工賃の算定対象者から除くことを検討する。

平均工賃を時給でみるか月給でみるかも重要だが、現時点では未定。生産性の高い活動により時給の高い人でも、障害特性から継続的に働くのが難しいと月額の工賃は低くなる。こうした例をどう反映するかは不明だ。

厚労省は「B型の基本報酬のメリハリは緩やかに設定したい」としている。同日はこのほか、就労移行支援、平成30年4月からの新サービス「就労定着支援」の報酬についても案を示した。

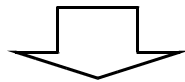
就労定着支援の基本報酬は、過去3年間の就労定着率（就労定着者数／過去3年の利用者数）をもとに基本報酬を区分する。9月13日の同検討チームでは就労定着率を加算で評価するとしていた。

就労定着支援事業所の要件は「過去3年において、毎年1人以上または平均1人以上、障害者を一般就労に移行させた事業所（就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓事業所）」とする。

<就労継続支援A型の報酬・基準に係る論点>

【論点1】基本報酬

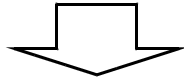
- 平均賃金、平均労働時間、その他活動実績に応じたメリハリの効いた報酬を設定してはどうか。その際、高実績をあげるのが難しい利用者への配慮を設けてはどうか。



- 最低賃金を遵守すれば、労働時間の増加は利用者の賃金増加につながることや、労働時間が長いほど、利用者に対する事業所としての支援コストがかかることが考えられ、平均労働時間に応じたメリハリのある報酬を設定してはどうか。これに伴い、現行の短時間利用減算は廃止してはどうか。
- 就労継続支援A型事業所として、利用者に対して行う「サービス管理責任者等との面談による振り返りの時間」（労働時間として算定しないもの）については、報酬算定上の労働時間に含めないこととしてはどうか。また、36協定等により法定労働時間を超えた時間外労働をさせている場合でも、報酬上の評価は行わないこととしてはどうか。
- 精神障害者については、長時間の労働が困難との意見があるが、障害福祉サービス等報酬改定検証調査（平成29年度調査）速報値によると、就労継続支援A型を利用する精神障害者の労働時間は身体・知的障害者の労働時間と差異はないため、他の障害種別と同様に平均労働時間に応じた報酬設定としてはどうか。なお、一定期間に限り、現行の短時間利用減算と同様に、サービス利用開始時には予見できない事由により短時間労働となってしまった場合に平均労働時間の算出から除外などの配慮を検討してはどうか。
- また、最低賃金減額特例を適用している利用者が一定割合以上いる場合、新たな減算を設けてはどうか。

【論点2】新規事業所・既存事業所の基本報酬

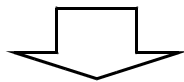
- 新規事業所の基本報酬体系の適用をどうするか。また、既存事業所の新たな基本報酬体系の適用に経過措置を設けるか。



- 新たな報酬体系適用後の新規事業所及び新規設置後1年を経過しない既存事業所については、設置から1年間を経過するまでの間、実績を出せない事業所の安易な参入を防止する観点から、現行の基本報酬と同程度以下の基本報酬を算定することとしてはどうか。
- 1年以上実績のある既存事業所については、新たな報酬体系の適用に経過措置は設けず、平成29年度1年間の実績を用いて、新たな基本報酬体系を適用することとしてはどうか。

【論点3】賃金向上のための指導員を配置した場合の評価

- 生産活動収入の向上に資する販路の拡大、付加価値のある商品の開発などが就労継続支援A型には求められることから、就労継続支援B型に適用されている目標工賃達成指導員配置加算を参考に、賃金向上のための指導員を配置した場合の評価を考えてはどうか。

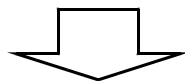


- メリハリのある報酬を「平均労働時間」に基づき設定するその趣旨は、利用者の平均賃金を増加させることにあり、利用者の労働時間を増加させつつ、最低賃金以上の賃金を支払うためには、相応の生産活動を行うことが必要であること、また、目標工賃達成指導員配置加算を算定している就労継続支援B型事業所は配置のない事業所に比べて約5千円以上平均工賃が高いことから、就労継続支援B型の目標工賃達成指導員配置加算を参考に、賃金向上のための指導員を配置した場合の加算を創設してはどうか。
- 加算の要件としては、生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開発、労働時間の増加等や、キャリアアップの仕組みを導入していることにより利用者の賃金向上を図るための「賃金向上計画」（経営改善計画書を提出している事業所は経営改善計画書で代替。）を作成し、当該計画の達成に向けて取り組むための指導員を常勤換算方法で1以上配置等している場合に評価してはどうか。（就労継続支援B型の目標工賃達成指導員配置加算を参考とした要件を検討。）

<就労支援B型の報酬・基準に係る論点>

【論点1】基本報酬

- 平均工賃、その他活動実績に応じたメリハリの効いた報酬を設定してはどうか。その際、高実績をあげるのが難しい利用者への配慮を設けてはどうか。



- 利用者に低工賃の生産活動を行わせるよりも高工賃の生産活動を行わせる方が、利用者の生産活動への支援等に労力を要すると考えられることから、平均工賃に応じたメリハリのある報酬とする。なお、毎日利用できない方や、生産活動を必ずしも十分に行うことができない方も一定程度利用していることから、メリハリについては緩やかに設定することとしてはどうか。

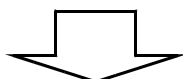
その際、利用者に対する工賃の支払いについて、自立支援給付費を充ててはならないという現行のルールを改めて徹底することが必要。

- 平均工賃に応じたメリハリのある報酬設定とすることから、目標工賃達成加算等を見直してはどうか。

- 十分な生産活動ができない重度の利用者等については、平均工賃算出の利用者から除外することを検討してはどうか。
- 中山間地域や低所得者の多い地域で、高齢者への配食・見守りなど、地域の高齢者の日常生活を支える取組を行っている場合、生産活動収入を増やすことが難しいという現状もあることから、自治体からの補助や委託で高齢者への配食・見守りなどを実施している場合は生産活動収入として計上することとしてはどうか。

【論点2】新規事業所・既存事業所の基本報酬

- 新規事業所の基本報酬体系の適用をどうするか。また、既存事業所の新たな基本報酬体系の適用に経過措置を設けるか。



- 新たな報酬体系適用後の新規事業所及び新規設置後1年を経過しない既存事業所については、設置から1年間を経過するまでの間、実績を出せない事業所の安易な参入を防止する観点から、現行の基本報酬と同程度以下の基本報酬を算定することとしてはどうか。
- 1年以上実績のある既存事業所については、新たな報酬体系の適用に経過措置は設けず、平成29年度1年間の実績を用いて、新たな基本報酬体系を適用することとしてはどうか。

平成29年度障害者虐待防止リーダー職員研修大会 開催案内

昨年度に引き続き、障害者支援施設・事業所、厚生関係施設等における虐待防止・権利擁護の理念徹底と具体的な取組みを推進するために、その要となるリーダー職員に向けて、実際に発生した虐待事例をもとに施設・事業所内で発生しやすい虐待の内容や発生要因・環境等を検証しつつ、日常業務の中で虐待を生まない支援・体制のあり方等について学ぶことを目的として実施する。

- ◇主 催：社会福祉法人 全国社会福祉協議会
- ◇日 時：平成30年1月22日(月)～23日(火) 午後1時より開会
- ◇会 場：全国社会福祉協議会「灘尾ホール」
東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルLB階
- ◇参加費：15000円
- ◇締 切：12月18日(月) ※締切前でも定員に達した時点で受付終了
- ◇申込先：名鉄観光サービス(株)新霞が関支店 担当：波多野・山辺
☎03-3595-1121 FAX:03-3595-1119
受付時間：平日9時30分～17時30分(土日祝日休業)

第6回日本脳神経HAL研究会 開催案内

- ◇日 時：平成29年12月16日(土) 午後12時30分～受付開始
- ◇会 場：筑波大学 大学会館ホール
- ◇参加費：無料
- ◇定 員：300名(定員になり次第締切)
- ◇締 切：12月8日(金)
- ◇窓 口：CYBERDYNE(株) 担当：近藤・関口
☎029-869-8448 FAX029-855-3181

2017ジャパン×ナント(フランス)プロジェクト 開催案内

東京オリンピック・パラリンピックの一環として実施される文化オリンピックの公認事業として、フランス・ナント市において日本の障害者による文化・芸術などの活動を世界に発信。

この「2017ジャパン×ナント プロジェクト」の実施に伴い、国内の周知プログラムが全国各地で実施されており、巡回最終地として九州・福岡で開催する運びとなりました。フランス・ナント市における成果報告やシンポジウム、障害者自身による本格的な演奏会が開催されます。

◇日 時：平成29年12月9日(土) 午後1時～4時

◇会 場：JR博多シティ JR九州ホール（博多駅ビル・アミュプラザ9階）

◇主 催：NPO法人全国地域生活支援ネットワーク／九州ネットワークフォーラム
社会福祉法人明日へ向かって

◇申込先：事務局（社会福祉法人明日へ向かって）

☎092-663-2833 FAX092-663-2834

◇締 切：平成29年11月30日(木)

チャリティ書画展 開催案内

◇日 時：平成29年12月9日(土)～10日(日)

午前10時30分～午後7時（※10日は午後4時まで）

◇会 場：奈良まほろば館

東京都中央区日本橋室町1-6-2 日本橋室町162ビル1階・2階

◇問合せ先：奈良県肢体不自由児者父母の会連合会事務局 ☎0744-29-0140

災害義援金 受領のご報告

このたびは、『災害義援金』を賜り誠にありがとうございました。

皆様方の暖かいご支援に心より厚く御礼申し上げます。

※ご送金いただきました御名義で掲載しております。

奈良県肢体不自由児者父母の会連合会 会長松本倫子様 10月30日 ￥46,124-

事務局より

* 平成31年度心身障害児者に関する重点要望書の提出について *

10月13日付にて各都道府県肢連にご依頼しております「平成31年度心身障害児者に関する重点要望書」提出について。

各都道府県肢連街頭となるブロック事務局への提出期限を11月17日(金)、

各ブロック事務局より全肢連事務局への提出期限を11月24日(金)としています。

ご多忙の折、恐れ入りますがご協力の程よろしく願いいたします。